平成２９年（フ）第４１号
三重県多気郡大台町神瀬263番地、住民票上の住所三重県多気郡大台町神瀬265番地
債務者　猿木　隆彦
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小黒　智広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第７５号
三重県いなべ市員弁町北金井1587番地
債務者　ワタベ建装こと　渡部　久喜
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７９号
兵庫県川西市美山台２丁目４番地の38
債務者　中西　弘行
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３２９号
兵庫県尼崎市昭和南通８丁目225番地　シャルムレーブ305号
債務者　福島　健史
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５８号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目23番22号　アドザックス西昆陽Ａ101、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目30番17号
債務者　児島工務店こと　児島　一男
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７１号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目16番８号
債務者　水谷　昌弘
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４号
徳島県美馬市脇町大字脇町96番地
債務者　山下　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第８０号
山口県下関市彦島本村町１丁目２番３号
債務者　吉田　秋子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
山口県下関市安岡町５丁目１番Ｅ－102号　中村県営住宅
債務者　金**重**　昭子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
福岡県久留米市山川沓形町１番22―201号
債務者　吉田フミ子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３０３号
熊本市中央区世安町312―５　203号室、住民票上の住所熊本市南区出仲間７丁目４番33号　ヴァンフォーレ203
債務者　井芹　寿男
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２６号
熊本市南区良町１丁目10番41―101号　福山アパート、前住所熊本市南区良町２丁目４番26号
債務者　矢野　清美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３６号
熊本県宇土市松山町4638番地１　メゾン池田Ｂ－２
債務者　宮本　伸子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７号
広島県福山市加茂町字中野347番地２　ハイネス中野104、前住所広島県福山市南手城町４丁目11番22―301号
債務者　下宮　詠子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２０号
広島県福山市北本庄４丁目１番３号、前住所広島県福山市津之郷町大字加屋83番地１
債務者　三島　　一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２１号
広島県福山市北本庄４丁目１番３号、前住所広島県福山市津之郷町大字加屋83番地１
債務者　三島　直美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２９号
広島県福山市駅家町大字上山守606番地１　グレイス・パラッツォ102、前住所広島県福山市駅家町大字万能倉447番地１　レオパレスはばたけⅡ204
債務者　山田　祥司
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係